住民自治推進懇話会に関する今後の進め方(案)

1. 方法 素案策定委員会方式

2. 具体的な手順

- ①素案策定委員会(以下「委員会」)において、住民自治基本条例の「前文・基本理念」に関し、 盛り込むべき事項の骨子案を作成し、懇話会に提案する。
- ②住民自治推進懇話会(以下「懇話会」)で内容を議論、方向性を確認。 修正が必要であれば、委員会にて再び検討し、懇話会に諮る。
- ③その後、決定された前文の方向性を基本として盛り込む事項の骨子文を作成する。
- ④一定のまとまりの骨子文ができるごとに懇話会にて議論、承認をする。
- ⑤最終的に懇話会にて全体の調整を行い、骨子案を完成させる。

3. それぞれの役割

(懇話会)

- ・委員会からの提案を受けての審議、承認
- ・議論の方向性の調整

(委員会)

- •各項目の是非
- ・盛り込む項目についての具体的な骨子文、および説明文の検討

(事務局)

- ・懇話会、委員会の議論経過の記録(必要に応じ、ホームページ、広報などでの周知)
- ・委員会での議論の参考となる情報の提示(他市町村の条文例など)
- ・委員会での議論の内容を基に、条文の説明文案の作成

4. 検討事項

- 委員のメンバー
- ・懇話会及び委員会の開催頻度